

最長一年最短半年又は期限を定めざるものあり家を借り移込みたるとき半額を納め、端午節に半額を納む。期限を二月より翌年一月末迄と定め解約する場合もその契約年の一月末日に解約し随時解約することなし。

四、房屋修理の負擔

大修繕は家主が之を爲し、小修繕は借主にて爲す。

五、租價の納期、租價増減に關する慣行

納期は初めと端午節なり。

租價は増減あり需要供給の關係に依る。家主が家屋の修繕を怠らざるときは租價を減せず修繕を爲さざる時は租價を増す。

六、第三者に對する租戸の對抗租權の主張

土地建物が第三者に典賣されたる時租戸は契約期限ならば新業主並又は典主に租權を主張し得。

上 權

一、家屋を建築する目的にて他人の土地を長期に亘り借りる場合之を長期地皮租と謂ふ。

二、右の場合の土地使用對價支拂方法

地皮租は一年一回支拂ふ。

保證金(押租錢)を前取し若し地皮租を支拂はざる場合は之に充つ。期限に至りて租金を支拂へば押租錢は返還す例へば十年の契約をなしたる場合二年間租金を支拂はざる場合は契約を解除し地主は建物を沒收す、全く對價を支拂はず期限後建物を無償にて交付する如き事例なし。

三、期 間

期限の定めなきものは本屯になし、期限は普通十年とす。

四、租料増減の慣行

期限内には増減せず、期限後には契約を立直し増減す(納期は秋農産物收穫期)とす。怠納せる場合は建築費を賠償し立退きを命ず。

五、期間内に於ける土地の返還

返還することを得、但し三年以内ならば地主に於て建築費を賠償するも三年以後ならば無償にて建築物は地主の所有に歸す。

六、地上權の讓渡出典を許さず。

七、期限前建物が滅失したる場合租地契約は依然有效にして更に新築することを得。

八、期限前立退請求 借主の不法行爲なければ原則として立退を請求することなし、借主不法行爲(馬賊盜賊等)あれば立退を命ずることあり、その場合家屋は貸主の所有に歸す。

九、第三者の起蓋自ら起蓋し餘地ありたる場合第三者をして起蓋せしむることは契約期限内ならば可能なり。

地 役 權

一、契約により他人の土地を以て自己の土地の便益に供する事例

他人の土地を通過する爲に道路を開設し又は疏水の目的で隣地を使用し又は袋地の所有者が圍繞地を通行する等の場合は契約によることなく唯已むを得ざる場合に限之を認める慣習あり。

典 權

一、典契典限 典の存續期間典價典契には文契を作製す其の典限は一年乃至五六年とす。

典は二十年後には絶賣とする慣行あり典限を定めざるが如きことなし典價は普通賣買價格の十分の六とす。

二、典價増加の請求及之に應ぜざる場合の別典

原主は典地に對し典價増加を請求することを得。之に應ぜざると原主は別典することを得、この場合典價を原典主に一應返還したる上更に別典するものなり、其他の場合原主は自由に(典主の承諾なく)別典することを得ず。

三、典地使用收益の制限及回贖の際に於ける典主附加物の處置

典主へ典地の家牆を破壊し土砂を採掘樹木伐採等をなすことを得ず其他家屋の建築は植樹、井泉穿工等は差支へなし。回贖の際家屋、井戸の如きは無償にて原主の所有に屬しその他のものは現場へ破壊せざる程度に於て典主が持去ることを許す。

四、典地の公課 典地の地租、契稅、何れも典主負擔とす。

- 五、轉典 期限内は原主の承諾を要せず轉典し得、轉典は原主と關係なきが故に原典主は典關係より離脱するを得ず轉典により原主對原典主の關係と原轉主對轉典主の關係と兩面の關係を生ずるが故に回贖する場合原典主は轉典主に對して回贖するものとす。
- 六、典物の出賣 原主は典物を第三者に出賣することを得、この場合は典主に優先權あり。
- 七、回贖の原則として秋（即收穫期）若しその年に回贖し能はざる場合は翌年の清明節前に回贖する習慣あり。
- 八、典物を處分し典價に不足する場合の處置

此の場合典主は其の不足額を原主に請求することを得ず、此の地方には不動産質の慣行なし。

不動産質

押 權

一、當事者及貸金の名稱

貸主を放款的又は放錢的と稱し借主を借錢人又は使錢主と稱し貸錢を借貸錢と稱す。

二、押の立契方法

- (1) 相互信用せる仲にありては口約のみにて別段に老契も不動産も交附せざる場合あり。
- (2) 口約のみにて老契を交附する場合なし。
- (3) 借帖を立つる場合
- (イ) 借帖を立つる場合は老契を交附す。
- (4) 押の名を假り最初より不動産の占有に移し典の實を行ふものあり斯る場合は借金一〇〇圓に付穀物（高粱、大豆）二石を地主に與ふる慣習あり。
- (5) 出租地を押の目的物とし租料を以て利子に充當する場合あり。その場合の立契方法は租契及押契を立つ。

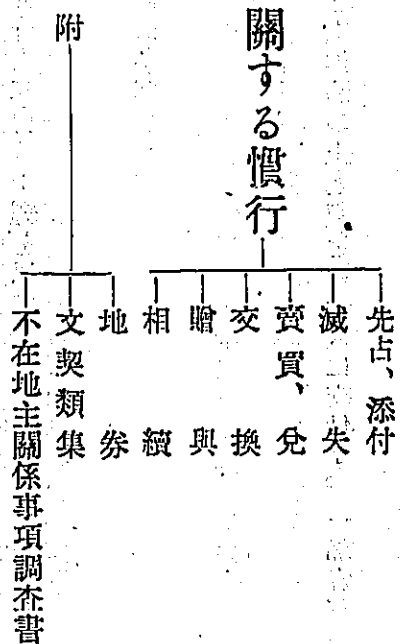
- 三、押の期限は通常三年にして毎年秋收穫期に一回宛利子を支拂ふ。期限到來後も押關係を繼續する慣行あり。
- 四、押價は指定不動産賣買價格の五割なり租帖上の押價は借錢額と利子との總和に非ず元金のみをあらはし利息は金納物納の二種あり普通租

石を以て納め其の額一响に付三石（高粱、大豆）なり。

- 五、利率は百圓に付二十圓乃至二十五圓にして全部利息の定あり。

- 六、押の物體が第三者に典賣せられたる場合地主は押主に返金の上契約を消滅せしむ。

第四章 權利得喪に關する慣行



先占、添附

- 一、河流の沖積、水泡の干乾等に依り生じたる土地の歸屬水泡の干乾したる場合は地主に優先報領權あり河の沖積地は石礫地のみなるを以て問題にならず。
- 二、嘗て耕地の一部たりしものが浸水風砂により沙積と變じ租糧を免ぜられ、後再び游漲して普通の荒地となりたる場合、例へば一〇〇畝の土地が三〇畝流失したるときは縣公署を通じ奉天稅務監督署に申請し原地照を返し無効處分を受け、新に七〇畝の地照發給を受く、然らざれば税金を一〇〇畝の儘徴收せらる。
- 若し流失したる三〇畝が再び浮復したる場合原業主が該土地を希望すれば同じく縣公署を経て奉天稅務監督署に申請し同地を願ふ、これを回復と謂ふ。
- この場合は別に三〇畝の地照發給を受く。但し地價を要せずし地點費のみ支拂ふ、若し原業主が希望せず第三者が該地の開墾を希望するときは縣公署に申請し地代並地照費を支拂ひ拂下を受く。

- 一、土地の滅失したる場合の處置
地照を縣公署に返上し縣公署より稅務監督署に報告し稅を免ぜられ浮復したる場合は申出て回復す即新地照の發給を受く、この場合地代は不要なり若し原業主回復を希望せざるときは他の希望者に有料拂下をなす。
- 二、土地を放棄したる場合の處置
土地を放棄すること甚だ稀なり若し放棄するときは地照を樹木に貼付し土地放棄を表示し多くはその地を立去る慣習あり。

賣買、兌

一、土地賣買契約締結の方法

- (1) 賣買申込は相手方に對して直接行はず仲介人を通じて之をなすものなり。
- (2) 仲介人又は中立人の選擇は自由なり但し親密なる仲にある者を選ぶこと多し。
- (3) 賣買土地の實地踏査は賣主、買主、仲介人立會の上廻を以て長さ、幅幾何を測る。
- (4) 契約書は官契紙を用ふ。
- (5) 代金の交付土地引渡は同時にして時期は冬期なり。
- (6) 契稅及過割は全部買主負擔とす。
- (7) 契稅及過割を避け白契のみにて賣買する慣行なし。
- (8) 土地の賣買契約成立したる際は地代と引換済の上老契を買受人に交付す。一部賣買の場合は老契を一部賣却したる面積を記入し買主に新照を發給す。
- (9) 手附金制の慣行なし (備考) 手附金を定錢と謂ふ。
- (10) 土地の賣買に對し同族、典主、租戶、隣右等は何れも先買權を有す。

交換

- 一、土地の交換は賣買の形式を取るを以て交換と雖賣買と稱す即ち二重賣買契約なり右の理由に依り文契は賣買に同じ。
- 二、交換地の價格は賣買なるが故に一致せざることなし若し超過金を交付するの慣行あらば超過金を找價 (ぢやおぢや) と謂ふ。
- 三、交換に伴ふ老契の處置稅及及過割の手續は賣買の場合に同じ。

贈與

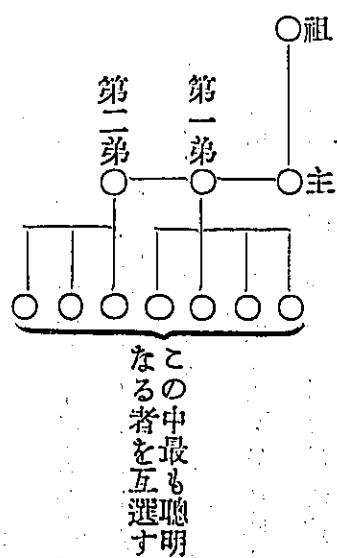
- 一、無償にて土地を他人に給與する行爲を贈送又は贈與と謂ふ。
- 二、無償にて土地を他人に給與する場合は名義を書換へ稅金を納むるに止め立契せず。
- 三、無償にて土地を他人に提供せる際老契の處置及稅契及過割の手續は一部贈與の場合は賣買の場合と同じ、全部贈與の場合は老契を廢棄し新照を作る。

相続

- 一、父祖の祭祀に關する主宰者たる身分の承繼竝に相続者の順位相続者贖缺の場合の處置
宗祧相続と稱して實行されつつある相続者の順位は男子兄弟中互選により聰明なる者を選定す。相続者贖缺の場合は妻に議り妻亡きときは兄弟の子を相続者と定め兄弟の子も無き場合は他人の子を貰ひ相続人と定め祭祀せしむ。

二、家産相続

- (1) 父祖名義の財産は男子兄弟中互選に依り聰明なる者を選定し管理せしめ若し分家する場合は之を平等分配す。
- (2) 家庭相続の資格を有するは男子に限る。
又その順位左の如し。



- (3) 家産は家祖の生前に於ても家祖の命令に依り譲渡分割することを得、分家の場合は家祖を初め親戚朋友集りて其の割合を決定す。
 - (4) 家祖の死後家産を共同相続する場合分割前は男子中聰明なる者之を管理するも名義變更を行はず處分は分家後ならば可なるも分割前に於て處分することを得ず。
 - (5) 共同相続財産を分割する場合の時期は分家する時期を以てす、其の方法は親戚朋友集りて決定し割合及割合決定方法は平等公平とす。
 - (6) 共同相続財産は分割する場合に債務ある場合は先づ債務を償還しその殘餘を分割す債務が財産額より大なる場合は等分に負擔す。
 - (7) 共同相続財産を分割する場合に養老田の設定寺廟への寄附は分割外に抽出する慣行あるも其他祭祀田第三者への寄附等は之を行ふ場合なし。
 - (8) 共同相続財産に對し家祖が遺言を以て分割方法、割合、分割外抽出等を示す場合なし但し寺廟への寄附等は遺言に依り分割外抽出可にして遵守せらる。
 - (9) 共同相続財産を分割する場合には分家單を作成し登記す但し其の實例稀なり。
 - (10) 共同相続財産を分割する場合に老契は父祖名義の儘に置き名義書換をなさず兄弟の内信用ある者之を保存す。
- 三、私産の相続

- (1) 妻の私産は子一夫一後妻の順に妾の私産は子一夫一妻の順に招夫の私産は子一妻一妾の順に相続し。
女子には在家中財産を分配せず。嫁入る場合も土地は與へず家具其他の金品を與ふ、嫁入先にて死亡せるときは婚家の財に歸す、家族の自己勞力に依り取得せる私産は死後其の家の有に歸す。
- (2) 養老の資として抽出給與せられたる私産は子一妻一妾の順に以上の者皆無の場合は養子之を相続す。
(2) 被承繼人は相続人を妻に對してのみ指定し得るも子供に對しては指定し得ず、妻が自己の私産を他に相続せしむるには夫の同意を要す。

孤獨者と雖も財産ある者は必ず生前に養子を迎へ相続人となす、慣例にて指定相続人なき場合等のことなし。

地 券

一、地券の種類、名稱、發給年代、發給官廳

前述の如く本縣は元清朝の園場たりし地にして光緒二十三年遼東の地が露國より租借さるるに及び當地の人民を本縣に移住せしめんとし光緒二十三年時の戸部は清に之を申請し始めて開墾殖民を許可されしものなり。

光緒二十七年に至りて土地開放を爲せしを以て該地が一般民地となりたるは極最近の事なりて地券の種類も他の縣に比し少く且光緒年代に發給されしものを以て最も古きものとす。

今西豐縣公署に於ける廢棄地券の種類、名稱、發給年代、發給官廳を表示すれば次の如し。

名 稱	發 給 官 廳	自 年	至 年	備 考
三國戶管	奉天將軍公署	光緒卅二年	光緒卅四年	
民地戶管	奉天將軍公署	光緒卅二年	光緒卅四年	
財政部清丈執照	財 政 部	民 國 四 年	民 國 五 年	清 丈
丈 單	奉天官地清丈局	民 國 四 年	民 國 五 年	清 丈
丈 單	奉天財政廳	民 國 十 三 年	民 國 十 五 年	清 賦
大 照	奉天財政廳	民 國 十 三 年	民 國 十 五 年	
戶 管	奉天財政廳	民 國 十 三 年	民 國 十 五 年	
三國戶管	奉天財政廳	民 國 十 三 年	民 國 十 五 年	
執 照	奉天財政廳	民 國 十 三 年	民 國 十 五 年	
典契執照	奉天財政廳	民 國 十 三 年	民 國 十 五 年	
鹽場執照	西 豐 縣	民 國 十 五 年	民 國 十 六 年	
	西 豐 縣	年 代 不 明		

一、地券に用ひらるる字稱

- (1) 大 照..... 豐
- (2) 三國戶管..... 拘、鹿、又拘、又鹿、豐
- (3) 財政部清丈執照..... 侵、齊、冬、肴、咸、灰、鹽、覃
- 戶 管..... 江、支、東、先、尤、蒸、董

西豐縣執照

民地戶管

庚、麻、微、佳、陽、虞、蕭、青
眞、豪、文、元、刪、魚、寒、和、朱

三、權利の表示

土地所有權の證明書類としては

- (1) 各種各地券
- (2) 地領(税金の領收書)
- (3) 古き時代に於ては白契、現在は白契を以て證明すること困難とのことなり。
- (4) 法院官業執照は如何なるものなりや見たることなし。
- (5) 分家單
- (6) 縣發給の地券

の如く種々あれどもその主なるものは地券とす。

四、權利の移動得喪に伴ふ地券の處置

- (1) 賣買、出典
買主或は典主は縣公署に出頭し官契紙を買求め(一元)村長及地隣の證明並保證人の保證の捺印を受け賣契稅、賣契稅を印紙貼附の方法を以て納稅し登記を申請す、然るときは縣公署は之を檢査の上領收書を與へ一ヶ月後に來るべき旨を言渡すものとす。縣公署は契紙に戸管を副へ二ヶ月分を纏めて翌月十日以前に稅務監督署に送付す、稅務監督署は之を檢査し正當と認めたるときは之に印押捺し縣公署へ送附す、縣公署は之を領收書と引換に民戸に交附するものなり、然して舊地券は廢棄する旨の印を押して之を縣公署に保存するものとす。
- (2) 一部賣買の場合
一部賣買の場合は賣買當事者は縣公署に出頭し原契を提出しその空白欄(上)に賣買年月日、畝數、四至及買入價格を記入し縣公署の印の押捺を受け買主へは賣買の手續に依り地券を發給す。

(3) 交換

土地の交換は稀にして殆ど此の例を見ずとの事なれども若し交換を爲すときには賣買の手續をとるとの事なり。

(4) 相續

相續の場合には前述せる如し、地券の名義人は之を變更せず。

(5) 贈與

土地を無償にて與ふるが如きことなしとの事なり

七、書類滅失の場合の處置

地券を紛失せる場合に於ては紛失の理由、坐落、領名、字號、等則畝數を縣公署に申出で且一方に於てはその地方の新聞に廢棄の旨を廣告す。縣公署は委員を派し調査せしめ事實なる場合には地券の再下付を省公署に申請す、省公署に於ては調査の上事實なるときは省公報に廢棄の旨を廣告し一方縣に命じて布告せしめ三ヶ月間何等紛争を生ぜざるときは再下付をなすものとの事なり。

文 契 例

(普通賣買契約)

立賣地契約人某甲因有正用無着今將自己領名坐落西豐縣第二區更刻村忠信屯處東字十號十則地一百畝隨帶草正房五間窗戶數以及地上草木地下石礦完全在內煩中人說妥情願賣與某乙名下管業同衆言明地價國幣共計二千元整其錢筆下交足分文不欠自賣之後任憑買主更名稅契與賣主無關恐後無憑立此賣契爲證

計 開

四至東至 南至
西至 北至

中保人

丁丙

某某

押押

代字人

李

某

押

康德二年 月 日

(典契)

立出典地契文約人張某因有正用今將自己領名部照熟地一段坐落西豐縣二區更刻村忠信屯處東字十號中則地一百畝四至列後煩人說允情願出典與王某名下言明典價國幣一仟元整其錢筆下交足分文不欠自出典日起任憑典主耕種投稅納賦不與原主相涉嗣後錢到許贖各無返悔恐後無憑立典契為證

計開

四至
東至 南至
西至 北至

第二區更刻村長

村副

中保人

代字人

立出典地契文約人

康德 年 月 日

(押契)

立押地契約張某因有正用將自己領名中則地一百畝煩人說妥情願押與王某名下耕種押價國幣一仟元整押期三年為限言明配作租糧三十石錢作糧利二十石均按紅糧元豆兩色均納押主每年除扣糧利二十石外淨交納業租糧十石屆期務須如數交清倘若拖欠有中保人負責恐後無憑立押契為證

中保人

代字人

立押契人

康德 年 月 日

(租契—租帖)

立租契人滿國富因無地耕種煩中人說允今租到更刻村王德隆名下中則地貳佰畝言明每畝納租糧三斗按紅糧元豆兩色均計共納租糧六十石並有草正房五間東西廂房各三間門窗戶壁俱全院各牆齊備由佃戶完納畝捐村會攤款東佃各半同中人議妥無返悔倘至秋後有租糧拖欠以及違約等情由中保人擔負完全責任恐後無立此租契為證

中保人

中見人

代字人

立租契人

張王 國治 德昌 押

孫梁 慶鴻 寶義 押

郭郭 級寶 寶押

滿國 寶寶 寶押

康德二年三月三日

(借帖)

立借據人某甲因有正用今自己領名中則地畝之地照一紙為押品煩某乙為承還保人借到某丙名下國幣五百元整言明月利二分生息由某年某月某日起至某年月日止六個月為期屆期本利如數償還倘有拖欠情事有承還保人負責償還恐後無憑立借據為證

承還保人

介紹人

代字人

立借據人

康德 年 月 日

(租房)

立租房契約人王某因無房居住煩人說安今租到李某名下草正房五間門窗戶壁俱全言明每年租價國幣七十五元按春秋兩季交納自本年三月一日起至明年三月一日止期滿另議在租期內關於修繕費用租戶擔負倘有損毀房舍及意外不法情事有中保人負責恐後無憑立此租帖為證

中保人	張某	押
代字人	周某	押
立租帖人	王某	押

康德二年 月 日

(抵當權契約—地照を貸主に渡す場合)

立借據人某甲因有正用今將自己領名中則地一百畝之地照一紙為押品煩某乙為承還保人借到某丙名下國幣五百元整言明月利二分生息由某年月日起至某年月底止六個月為期屆期本利如數償還倘有拖欠情事有承還保人負責償還恐後無憑立此借據為證

承還保人	李某	押
代字人	王某	押
立借據人	某甲	押

康德二年 月 日

不在地主關係事項聽取調查

- 一、不在地主 吳道章 鳳城縣城
- 二、右管理人錢世基 西豐縣第二區更刻村忠信屯

三、不在地主と管理人との間柄

管理人錢世基の妹は不在地主吳道章の實弟の妻

四、管理人の經歷並職業

元鳳城縣のものにして民國二年吳道章の土地を管理する為此の地に來り専ら農業に従事し今日に及ぶ。

五、不在地主の西豐縣内に所有する土地の總面積

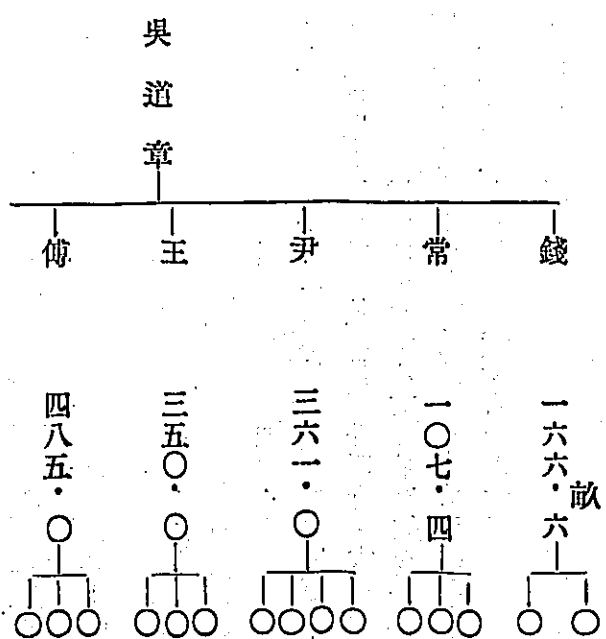
二、六五七畝

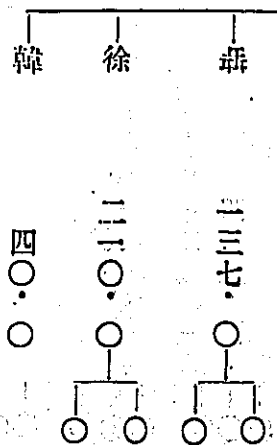
六、更刻村忠信屯内に所有する總面積

一八五七畝(四〇〇畝は第五區に在り)

七、土地取得原因 宣統元年霍青溥と稱する者より買收せるものなり(霍青溥は海倫の人にして元此の地方二十六方の土地を有せるものにして該地の内七方を吳道章が買受け他の九方を此の地の民人に分割賣却せり但しその賣價は不明なり)

八、管理狀況 吳道章は一八五七畝の土地を八家に貸付け八家は自己の借受土地を更に第三者に分割貸付くるものとす。但し第三者と八家との間には何等契約もなく地主に對する小作料は同一なり。圖示すれば次の如し。





(1) 小作契約
(2) 租 率

小作契約は一年毎に書換ゆるものにして吳道章は秋季此の地に來りて管理人を仲介として小作契約を爲すものなり。全部中則地にして一畝に付三斗四升(大豆一斗七升高粱一斗七升)若し大豆高粱以外の穀物を以て代納するときは大豆高粱の代價に相當する丈の量を納む。

(3) 小作料徴收の方法

小作料は物納にして前述の八家は自己の小作料及三者貸付小作料を合せ自己大車により自己の費用にて西豊縣城粮棧に運搬し吳道章に渡すものとす。

(4) 納 期

農作物收穫期

(5) 小作料の増減

天災により收穫に減少を來したる場合は小作料を減することあり。但しその實例稀なるが如し。

(6) 家屋建物

地主は之を給與又は補助せず。

九、管理人の報酬

ものを以て納むることを得。

管理人錢世基は八家の内一家なる小作人にして定額の報酬なしと言ふ。但しその年の租料(大豆、高粱)の中安價なる又金子不足の時には無利息にて吳道章より借金することを得。

十、公課負擔狀況

- (1) 地 主
- (2) 小 作 人

地主吳は田賦のみを負擔するものにして他の地方税及村費は負擔せず。小作人は小作面積に應じて畝捐、村費及自衛團費を負擔す。

中 則 地		
田 賦	每畝一角一分	地 主 負 擔
畝 捐	每畝一角四分	
村 費	每畝五分	小 作 人 負 擔
自衛團費	每畝一分二厘	

四、金 融

財政部 劉 志 明

目 次

- 一、概 況
- 二、個人貸借

- 三、春耕資金
- 四、現物貸借

(一) 概 況

忠 信 屯 の 位 置

忠信屯は西豊縣第二區更刻村村公所々在地にして、縣城を離れること七支里あり更刻の北端に位し、東は盛屯西は太平屯南は雙合屯北は掏鹿河を以て石檀村と界し東西四〇〇支里南北六〇支里あり。

人 口 及 地 畝 數

人口約二〇〇名餘あり耕地一、九〇九畝を有し往時は均しく肥沃の土地たるも近年漸く瘠薄となり多量の肥料を施さねば作物の充分發育は望み難し。

忠 信 屯 の 文 化 施 設

忠信屯に村立小學校一ヶ所あり教師五名生徒一八〇名にして學生宿舍の設備もあり一般の成績は良好と認む。

忠 信 屯 の 沿 革

本屯は清朝の始め皇室の園場となりしが其後光緒二十三年に至り遼東半島を露國租借したるに及び當時戸部は其の地方の住民を當地に移住せしめんとする計劃の下に而して皇室の許可を得たるに付金州等地の農民は當地に移來し荒地を開墾農耕し今日に至れり。

屯 民 の 性 質

屯民は純樸節儉にして大半農を以て業とす。朝より暮に至る迄一心に農業に従事し土地を持たざる者は雇農として自作農や小作農に雇はれ以て農業に従事す。

一五八
農業者の外尙藥舖、雜貨店、鍛冶屋各一戸の事業を經營するものあり只規模狭小にして事業維持の現状にあり。

農民の生産

農民は別に副業の經營はなく専ら穀物の賣出を以て所要雜費を辦し或は野菜を市場まで運搬し之を以て金錢と替へる。

(二) 個人貸借に關する事項

本屯農民計五十一戸自作農小作農十戸を除く外小作農二十三戸雇農十八戸にして自作農兼小作農は毎年辛じて現状を維持し得るも、小作農は平年にありては小作料を納付する外多少の殘額あるも凶年に遭ふときは損の生ずることもあるを以て殆んど一般は借金を以て目前の急を救ふ現状なり。

昨年河邊農作物、大水害を被り、其慘特に甚しきものあり。

借金實例二三戸を擧ぐれば左の如し。

借 金 實 例					
戸主氏名	月 日	借入額	擔保	利率	期 限
傅 慶 仁	康德元年四月	五〇圓	なし	月利二分	六個月
韓 相 恩	康德元年十一月十五日	四〇圓	なし	月利二分	六個月
朱 洪 富	康德元年十二月廿一日	二圓	なし	なし	なし
朱 洪 富	康德二年一月二十日	二・五圓	なし	なし	なし
朱 洪 富	康德二年二月五日	二圓	なし	なし	なし
朱 洪 富	康德二年一月	一〇圓	なし	なし	なし

茲に借金者の家庭狀況を述べれば次の如し。

一、傅 慶 仁

一家十六人の大家庭にして男子として勞働に堪ふる者は五名に過ぎず、其の外は寄生者のみ。山東省より渡滿して以來小作農として勤勉し來れるも、毎年の收穫は實に寥々にして、豊年に於ても高粱また食用に足らざる關係より借金を以て悲惨なる月日を送りつつあり。

一、韓 相 恩

毎年雇農として妻及子三人を養ひ、去年他人と共同して畑を租借し西瓜を栽培したが、水災の爲一個年の收入僅に國幣四圓のみ、現在の借家は風雨も防ぐに足らざる状態にして、實に食ふに食物なく住むに家なき現状なり。止むを得ず親戚や隣家に泣付きて無息にて二圓か三圓かを借入れ以て高粱を買入れ飢餓の苦を免れたり。

戸別調査の際調査員等は其の窮困顛連の狀況餘りに言語を以て形容すべきに非らざるものを見るに及び協議の結果統計處より國幣五圓を給與せり。當時その一家の歡欣は譬の無之ものなり。

本國幣五圓は高粱二斗餘の金額に相當するに過ぎざるを以て爾後の高粱問題を考へるときはまた實に憂慮せざるを得ざるものなり。

一、朱 洪 富

一家計四人にして家屋畑共に所有せず、原籍寛甸なるも妻の實父母が西豊忠信屯にある關係上昨年八月頃遂に妻と幼子を携へ當屯に來れり。無學の爲め妻の父母家の雇農として農業に従事し月工國幣六圓なり。

冬季は農閑なれば薪を伐採し日工國幣三角の安き勞賃にて働き本住所は親戚の無賃借家なるも一家の生活を維持するは至難なり。

(二) 春 耕 貸 款

1、忠 信 屯 長 の 談 話

村長の談に據れば、縣城及附近は幾分可なるも、四五十里の遠き地方にありて、金融逼迫は勿論、食糧購入もままならず實に慘狀を呈しおれりと。

尙春耕資金は専ら春耕の無力者を救済する爲に設置したるものなるが、一般無力者は之に對し均しく政府の愛民の熱衷を感謝し、之に對し深甚なる認識を有すと謂ふ。

2、縣 公 署 財 務 局 長

今回調査したる西豊縣更刻村の忠信屯は總戸數五十一戸の中、第一次春耕貸款を借入するもの一戸も無きに付いて春耕貸款の實狀を究明せんが爲財務局長より左の如く聴取せり。

貸款貸付期日は何時頃なりや？

今年も一萬圓限度なりや？

未だ確定せざるも三萬圓限度でないかと思ふ。

今年の春耕貸款の貸付村數は前年に比し増加せんとするや減少せんとするや？

三十餘村を増加せんとす。

春耕貸款は極貧戸に貸付するものなるが普通貧戸に對しては如何なる處置方法ありや或は其の自力に任すや？

春耕貸款配當額は僅少なるが爲め已むを得ず其の自力に任せり。

前年の春耕貸款償還不能者に對しては本年尙貸付するや？

妥當なる擔保あるものに限リ貸付す。

縣城に接迫せる村落は何故春耕貸款の借入者無かりしや？

縣城に接迫する農民は略自家にて支持し得る故貸款を要せず。

貸款の支拂方法如何？

先づ縣公署より村公署をして實地調査の上財務局に報告せしめ局に於て之を審査し必要と認むるものに對し支拂決定す。現款支拂の際は保證人及び屯長等の戳記を要す。

春耕貸款の用途は春耕に關する必要品の買入にのみ充當するや。

農具、種子等を購入する外又之を以て生活費となすものあり。

(三) 現物貸借 (義倉)

1、村長の談

民國十二年より縣内に於て義倉を設置し、秋季收穫期に當り畝數によりて高粱若干を徵收貯藏し以て貧民を救済するものとす、康徳元年より納糧不便の爲始めて義倉を各區に移築し現在各義倉は高粱滿藏し、舊曆五月に於て倉を開き貧民に貸付せんとす。

2、財務局長の談

食物缺乏者に對する救済の唯一方法は義倉の食糧を以て之を救済す。

調查時期 自康德三年二月十八日 至三月十四日

自康德二年三月十八日

至三月十四日

第三班

民政	部	鈴木正之、中村興、手塚州
土地	局	藤井廣太郎、渡合勇造
財政	部	鈴木德、森文高
文教	部	三上英次郎、野村順
滿鐵	經濟	北肥武雄
統計	處	石張三、中井明治、清水淳、王德信、單庚生

一 概 況	統計處	中井明治	一六
二 生 業	統計處	清水淳	一七
三 政 治	民政部	鈴木正之 中村興	一八 一九
四 土 地	土地局	森井雄次郎 澁谷勇造	二〇 二一
	滿鐵經調	土肥武雄	二二
五 租 稅 公 課	財政部	姜文濤	二三
六 金 融	財政部	徐水德	二四
七 教 育 狀 況	文教部	野村禎	二五

一、概況

統計處 中井明治

目次

- | | |
|---------|----------|
| 一、位置及地勢 | 五、政治的特殊相 |
| 二、戸口數 | 六、經濟的特殊相 |
| 三、部落の構成 | 七、隣接部落狀況 |
| 四、沿革 | |

一、位置及地勢

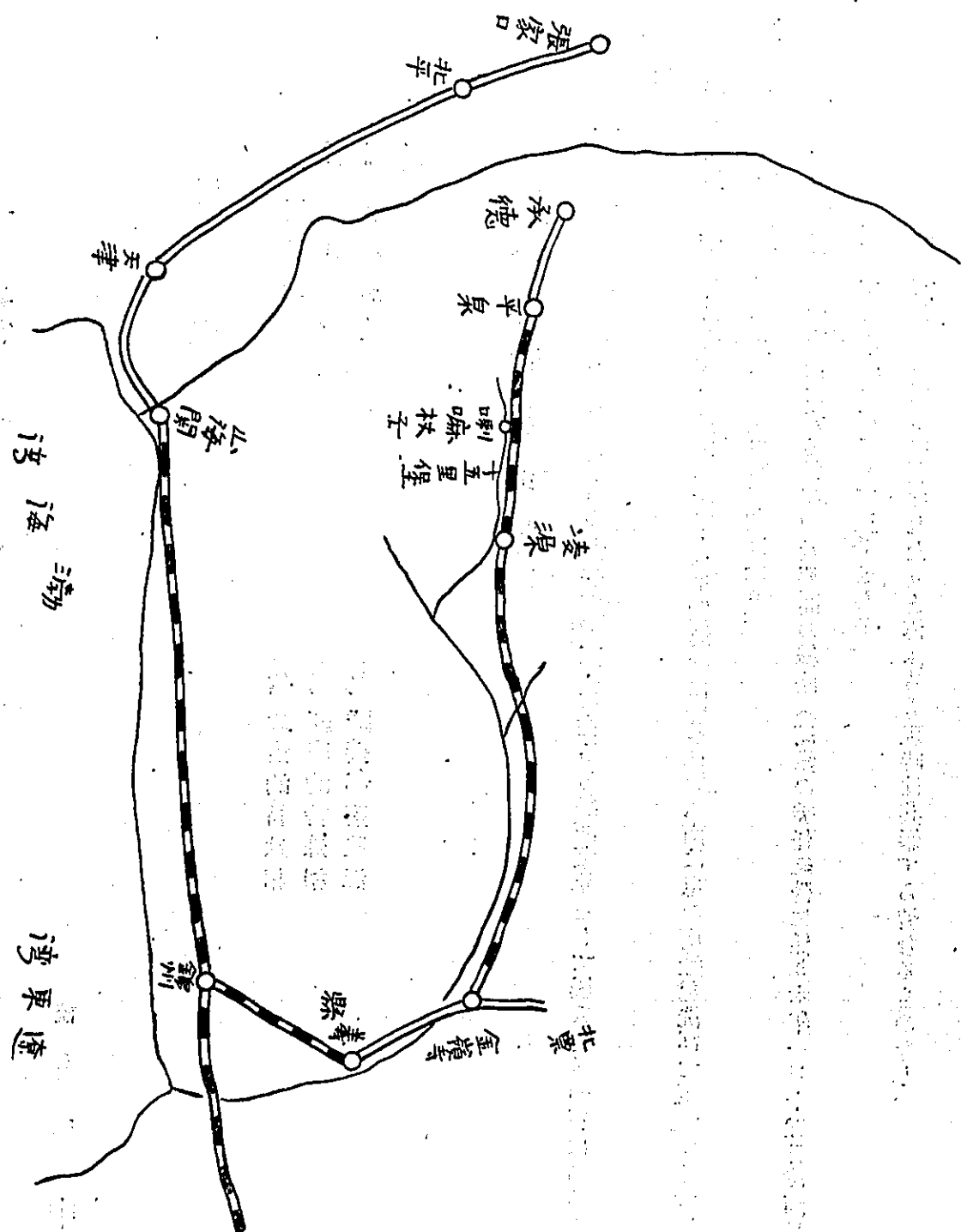
本屯は凌源縣城の西方十五里の地點を占め凌源縣第一區に在るも熱河蒙旗として屬人行政の行はるる結果、喀喇沁左旗の管下に屬する蒙人部落なり。

屯は東十二里堡漢人部落（漢牌と稱す）西十八里堡漢牌に境を接し、南は屯の南邊を流して東流する大凌河を隔てて九峯山（前山とも呼ぶ）を望み北は後山屯を壓し來り細長く東西に開けたり。

而して北、山麓を縫ひて東西に走る錦州、承德間の鐵路（滿鐵の委任經營に係り本年一月十五日凌源平泉間假營業開始）と南、鐵路總局經營の承德行バスの疾驅する國道とによりて三分せらる。

尙前山、後山は往時鬱蒼たる樹木に蔽はれたりと傳ふるも現時は其影すら留むるものなし。

戸数	蒙戸	漢戸	人口	男	女	蒙人	男	女	漢人	男	女	女を一〇〇とする男の数	一戸當人口數
五四	五二	二	二九三	一五一	一四二	二八三	一四六	一三七	一〇	五	五	二〇六・三	五・四



三、部落の構成

[illegible]

一六四

(一) 職業別構成

(二) 姓 別 構 成

二一

(三) 所有面積並經營面積別構成

經營月數
一二月
一七
一八
二六
五四

四、沿革

(一) 旗(喀喇沁左翼旗)、縣の沿革

成吉思汗の功臣者勒篾チヨルメ(者勒篾は即ち濟拉瑪なり忽必來、者別、速別格等と四狗と稱されし人)の後裔色稜初めて所部の塔布囊たり。天聰九年、詔、所部を佐領に編し色稜を以て左翼を掌らしめ札薩克を授く。順治五年功を敘して鎮國公に封し世襲罔替たらしむ。孫善巴喇什康熙五十五年固山貝子に晉む、嘉慶八年六世の孫丹巴多爾濟、逆犯陳德を擒へたるの功を以て多羅貝勒を恩賞さる。旗は四十佐領存穀二萬二千二百三十九石六斗とす(蒙古地誌上卷七七九頁)

右に據れば本喀喇沁左翼旗は成吉思汗の功臣者勒篾の後裔色稜を以て初代の札薩克となす。降りて凡そ三百年以前より漢人の流入次第に増加し乾隆三年塔子溝廳設置され同四十三年建昌縣設立、民國三年凌源縣と改稱、同二十年凌源、凌南の二縣に分割せられ此間失墜せる王の一族は凌源南方百三十里、凌源縣の南公營子に後退し此處に喀喇沁左旗公署を置きて凌源凌南一帯に分布する蒙人の管轄に當ることとなり本十五里堡も其の管下に屬し漢人圍繞の中に孤城を守りたり。

(二) 本屯の沿革

本屯は蒙名「ソブラコアイラ」又は「チャムムライアイラ」と稱し建昌縣設立後十五里堡と改稱せられたり。本屯の由來に就きては信憑すべき記録なきため不明確なるも村民の言を綜合すれば略次の如し。

發生の地は外蒙烏里雅蘇臺にして歸化城を経て本旗南哨に至り、南哨の土地狹小を告ぐるや時の王に請ひ當地を生計地として承領して移住したるものなり。始め于家の祖「チャムムライ」と稱する者其子三人を連れて來住したるを以て彼の名が則ち屯名となりたるも張梁の二姓も手と略同じく來住後十一、二代を経過しをるを以て該二姓も殆ど于と踵を接して來住せるものと思考せられ且于張梁三姓は共に現在祖子(小作料の變形の如し)の收入あり、從て三姓共生計地の報領者なることも明なり。

當時の報領地の範圍は明確ならざるも本屯を「ソブラコアイラ」(塔の村)と稱するより塔の所在地たる本屯の西約三里の十八里堡邊は尙彼等の勢力範圍に屬したるものと推察せらる。移住時期、亦明確を欠くも十一、二代を経過する所より凡そ二百年を遡る康熙末葉と見るを得べし、

來住當時は既に山東、山西、直隸諸地方より流入せる漢人の私墾せるものあり、三姓來住後此等私墾者の外に新に漢人を招きて其地を小作せしめ小作料のみを以て生計を建つるに充分なりしが子孫の増加に伴ひ之のみに依存するの難きに至り次第に出佃地を回收して自作への轉落を來し或は生計に窮して土地の典當(質入)倒兌(實際上是賣却)により傳賣たる土地を放棄するの已むなきに至りたるもあり剩へ屢次の兵亂、天災の禍に遭ひ現時は昔日を忍ぶ廣大なる構えの中に貧困と闘ひつつ辛じて日を過しつつある状態にあり。

尙當時の私墾招墾漢人の名殘として城子蒙古及某々杖子(帳子)の名あり、城子蒙古は之等漢人の歸化せるものにして大城子(本屯の東八十里)小城子(七十五里)薛三家子(西二十里)西北地小城子(北十五里)楊大來營子(西北二十里)嶺下簸箕(東南二百里)は之に屬し旗公署より(八大管主)を派し右六部落を管理せしめつつあり(管主は大城子に八人居る)(于珠談)

杖子(帳子)は昔時の住家を表現する名稱にして高粱にて簡單なる帳子を造りて住したる漢人農墾者の集團せる部落を云ふ(本屯の西二十里喇嘛杖子なる漢牌あり)

五、政治的特殊相

本屯は地理上凌源縣内にあるも屬人行政の結果熱河蒙旗たる喀喇沁左翼旗に屬し治安方面に於て縣旗聯合することある外は縣に直接政治上の關係を有することなく僅かに屯内の四戸の漢人のみは當然縣の管下に置かれたり。

其結果として例へば地稅の徵收に於ても漢人は縣より蒙人は旗よりなされ漢人は本屯の屬する十八里堡郷の自衛團役を負擔するも蒙人は之が負擔なし。其他縣の一般諸政も蒙人は除外して行はる。斯の如き縣の管轄外の飛島が縣内に置かれあるためその煩瑣しく政策上も極めて不合理なりとして之が解決は目下の急務となりをるものなり。

地方自治に關しては縣に於ても未だ其制確立せずと雖縣を區に分ち區を郷に分ち郷(舊稱牌)には郷長(牌長)一名を委任(無給)し村長を統轄して縣行政を輔佐せしめたるも旗に在りては全く自治組織なく本屯に於ては三名の屯達なるものあれど屯達は前者の如き村長としての存在にあらずして毎戸順番の一年交代の世話役たるに過ぎず、屯の會合も只陰曆七月末農作物の看視のため見張人を共同雇傭する時に開かる青苗會あるのみにして其他村政に關する會合は何等行はるることなし。

六、經濟的特殊相

(一) 沿革の項に些か觸れし如く來住當時は于張梁共に相當廣範なる土地を小入口で以て占有し漢人をして小作せしめたりしが年と共に人口増加し小作料のみにて生計困難となるや出佃地を次第に回收して自作農となり尙其間生計に窮して賣買禁止の此の生計地の押典をなして同贖し能はざるものあり、或は遂に倒兌(賣買禁止なる故に一定の租子に極めて低額年一畝當一角内外)を取りて出佃の如き形式を以てする(實質上の賣却)すら行はれ次第に其土地を失ふに至り遂に今日の如き小農への轉落を來したり。

今本屯の總經營面積を見るに七九一畝にして其中外屯地主(四)の所有面積五五・五畝を除けば七三五・五畝なり。之が屯内地主(自作及自作兼農勞を含む)四〇戸の戸當平均は僅に一八・六畝弱なり。之を隣村に比すればさしたる遜色も認めず其の生活程度一般に低きを以て現在粟粟の栽培と相俟ちて殆ど自給し居るも進歩發展性の乏しき彼等に於て將來實に危懼に堪ふるものあり(一田地は十畝、一畝は二四〇弓一畝)

(二) 作物別播種面積に就ては全屯の總計なきを遺憾とするも次表の選擇調査十二戸の概數に依りて作付比率は略察し得べし。

即ち粟、阿片の作付最も多く高粱、蕎麥、蔬菜、大豆等之に亞ぐ、當地は元來粟粟の栽培盛にして生計の大半は之に依據する關係上主食物たる粟、高粱の播種以外の地は殆ど之が栽培に充てらる。

選擇調査十二戸合計(康德元年度)

作付面積(畝)		收 量(石)	
粟	四九・五	粟	二〇・五
高粱	三六・三	高粱	一四六五・五兩
蕎麥	二八・〇	蕎麥	七八石
蔬菜	二〇・五	蔬菜	六・六
大豆	一五・三	大豆	一七六三〇・〇斤
大豆	一三・〇	大豆	三・六

(三) 小作は本屯にては鋤青と稱する慣行行はる。鋤青とは豫め定められたる率によりて地主と共小作人が收穫物を分配するの制度を謂ふ。鋤

青の中には地主に於て家屋農具より種子肥料を始め食糧に至るまで提供するものあり斯る場合は其の附加條件の如何によりて其の分配率も自ら異なる。

斯の如く鋤青は一面請負勞働に近く又極めて封建的色彩の濃厚なる小作慣行なり。

本屯に於ては現在總て外青に屬するものなるも内外の別を稱へず唯鋤青とのみ稱したり。

(尙鋤青の種類に付ては「第二次調査一貝子府屯報告」参照)

契約は兩當事者不識の間柄なる場合は契約書を作成するものなるも現在は總て熟知の間柄なる故仲人を介して口頭にて契約するを普通とし期限は一箇年契約時期は陰曆正月前後なり。

本屯に於ける現在收益は折半せられ居るも一般に農具、家屋等地主に依るか或は自己の所有なるかによりて分配率を三對七或は四對六等變更することありとも稱す。

斯の如く分配は分益により包糧(定額小作料)ならざるを以て小作料滯納等の發生を見ず。

本屯に於て小作爭議の發生なきは上述の如く兩當事者に於て適當に分配率を定め不作等の危險に對しても共に之を負擔せる故なるべし。地稅の負擔者は地主なるも鋤青に於て一班の負擔をなす場合もあり種子も兩者何れが負擔するか等の問題は契約の場合適宜定め置くものなり。

(四) 上述の如く本屯の大部分は自作乃至鋤青として農耕に従事するものにて自給自足の狀態にあり、近代貨幣經濟の行はるる範圍極めて狭く只納稅(現在物納制なし)及生活必需品購入等に於て貨幣に交渉を持つに過ぎず之に對して概ね阿片收入を以て充て得るものの如し。

次に日工に在りては完全に貨幣經濟の圈内に入り農繁期には屯内及隣村、閑散期に於ては縣城に出稼最低約二角最高約五角收入にて所謂其の日暮しの狀態にあり。

尙極めて小範圍ながら物々交換の行はるるは注目に値す。

(五) 斯の如く殆ど自給自足し得るかに見ゆるも近時農村不況の波は本屯にのみ及ばざる筈はなく動もすれば收支相償はず生計次第に窮乏に瀕しつつありて唯一の副業たるべき養畜も豚鶏の極めて小規模なる飼育ある外は殆ど目に止まるものなく農家に缺くべからざる役畜すら左

表の如き貧弱なる状態にあり。

牛	總數	雄	雌
騾	七	三	四
驢	二	一	二
驢	一六	七	九

一七〇

(六) 次に貸借に就き一瞥するに現物にては粟高粱等主食物の貸借主なるも現金のそれに比すれば遙かに少數なり。現金にありても其の使途は直接生活に關する生活必需品を最とし納税、冠婚葬祭用之に亞ぐ、而して現金貸借は五圓拾圓多く主として親戚朋友より口頭にてなざる信用貸付なり。本屯は未だ貨幣經濟の行はるる範圍甚だ狭小なるを以て金融機關の發生を見ざるは當然にて親戚知人に借用し得ざる場合は縣城の糧棧、當舖を利用するを普通とす。

其の他土地の抵當(押)質入(當、典)倒兒(賣買)蒙地)の外祖料(祖子と稱し賣買禁止の土地を賣る場合の脫法方法として賣主が買主より永久に之を取り立つるもの)を何年分前借する等の方法も古くより行はれたり。

七、隣接部落狀況

十二里堡

本屯の東(二里)に隣接する漢牌にして第一區十里堡鄉(牌)に屬す村長より聽取せるところ左の如し。

(一) 戸口數	一四
自作	三
自作兼勞働	三
勞	一
零	六
商	一
人	約 六〇

(二) 作付面積

器	粟	七〇畝
蕎麥	麥	七〇畝
谷	子	六〇畝
豆	類	三〇畝
高粱	梁	五畝 (鐵道敷設後禁作)
其他	計	二〇畝
		二五五畝

(三) 本屯との關係

1 政治上

治安方面のみ協力するも他の方面に於ては縣旗の管轄を異にするを以て直接關係なし。

2 經濟上

接近せるため近密なる關係を有し殊に金錢の貸借、糧食の貸借交換農繁期に於ける勞働力の移轉等其の最たるものとす。

3 其他

娛樂として共同負擔にて驢皮影戲(幻燈)秧歌(田植歌)旅藝等を屯内に行ふことあり。

十八里堡

本屯の西(三里)に隣接する漢牌にして第一區十八里堡牌(鄉)に屬す。概況に就き村長より聽取し得たるもの左の如し。

(一) 戸口數	三三
自作	三
自作兼勞働	二二
自作兼商人	一
零	六
人	一〇八
(二) 課稅面積	八〇畝

一七一

畝捐の課税標準は上則地一畝を以てす。

下則地（又は下下地）

山地は三畝—七畝を以て一畝とす

中則地

畑地は一・五畝—二畝を以て一畝とす

原野は三畝を以て一畝とす

上則地

茶 園

故に右八〇畝は實數にあらず中下地を共に上則地に換算せるものなり。本屯に於ては實數不明。

(三) 本屯との關係

十二里堡の揚合に同じ。

二、生 業

統計處 清水 淳

目 次

一、農業生産手段	
(一) 土 地	(五) 蕎 麥
A 地價及其騰落	三、經 營
B 賣買之慣例	(一) 經營面積
(一) 役 畜	(二) 販 賣
(二) 農 具	(三) 副 業
二、耕種概要	四、畜 産
(一) 罌 粟	(一) 役 畜
(二) 粟	(二) 用 畜
(三) 高粱	附 畜産加工
(四) 大豆	(三) 牧 野
	(四) 獸 疫

一、農業生産手段

(一) 土 地

A 地價及び其の騰落 調査部落に於ける地價の概況次の如し。(單位一畝)

時 價	上則地	中則地	下則地
民國十九年	七〇圓	四〇圓	一〇圓
民國十四年	七〇〃	四〇〃	一〇〃
民國十四年	一〇〇〃	六〇〃	二〇〃

(備考) 民國十九年は事變勃發の前年なり。

土地の等則は農民の稱する所に従つたが本屯に於ては眞の上則地なるものはなく、地價に關しても凌源縣公署の調査に係る凌源縣土地價格に對照せば相當低位にあるを見る。

一般賣買價格	備 考
畑 地	一〇〇圓
平 地	五〇〃
山 地	一五—二〇〃
(備考) 凌源縣土地價格並に借地料金表より摘出す。	墨粟栽培地
	普通作物栽培地
	普通作物栽培地

本屯にては墨粟の栽培を主たる生業となすを以て地價の如きも阿片政策に影響せらるゝこと多し。

民國六年先に光緒三十二年清朝政府より發せられたる禁煙令を採用せる布告出でたるも政府の威令未だ行はれず、官吏も阿片の私墾私植を默認する有様であつたので之が地價に影響する所は尠少であつた。當時地方的には阿片栽培に關して何等の制限も負擔も課せられなかつたので農民は争つて土地を購入之が栽培に従事し地價も著しく高價を示し一畝當り上則地百圓、中則地六十圓に上り阿片の栽培不可能なる下則地も割合に高價を示した。

民國九年より一畝六圓の阿片稅徵收せらるるに及び逐年累増して民國十三年には拾圓に上つた。併し當時は未だ實測行はれず阿片耕作面積は農民の申告に委する有様で、その負擔も割合に軽く、相當な收益を擧げ得たので地價は依然高位を維持して居つた。

民國十五年以降旗公署は年々阿片の播種面積を申告せしむると同時に之が實測を行ひ之に依り正規の稅額を徵收するに至つた。更に民國十八年禁煙法施行せらるゝに至り、阿片の市價下落を來し、之が地價に影響を及ぼし漸次下降の趨勢を辿るに至つた。

更に又民國十八、九兩年に涉つて大霜害あり、免稅減稅の特典も無かつたので農民は争つて土地を賣却するの狀勢を呈し前記の如き趨勢を

示すに至つた。この際注目すべきは土地を賣却せんとしても買手なきたため已むを得ず廉價にて典出する形式に於て賣却されることの多かつたことである。この典の場合是一定の標準と見らる可き價格無く當事者間に於ける金錢並に土地に對する執着の度合に依つて決定せられることが多かつた。

尙地價下落の他の一因として兵匪の害を數へ得る。これは農民に心理的影響を與へ、自足し得る土地を獲得すればそれ以上は假令餘裕があつても土地を購入する慾望を放棄せしむるに至つた。この觀念が地價に及ぼした影響も相當に認められ現在に至るも未だ當時の記憶薄れず地價は依然低迷して居る狀態である。

其の他地價に影響すると推されるものに墨粟栽培に要する勞働力が著しく多量であり、その耕作面積を擴張する餘裕なきこと、並に滿洲建國以來阿片法第十條に基く特定收買者の市價操縦に依る變動の懸念である。

阿片栽培に要する勞働力は次項主要作物の耕作概況に示さるゝ如く、他の一般農作物に比して著しく多量に上る。阿片以外に現金收入皆無の當部落では雇農を入れる餘裕尠なく且つ假令勞働者を入れて多量の阿片を生産しても之が買入れは大滿公司の一手に握られ市價の變動を來し易きため雇農を入れてまで栽培面積を増加する熱意を缺く。

B 賣買の慣習 土地賣買の慣習は至つて簡單で仲人を介し、當事者間に賣買の條件一致すれば、茲に賣買に關係した者一同及び保證人を加へて契約書に署名し之を購入者に交付する。

賣買の手續は之で完了し別段官憲に届出づる事實はなく所謂白契に屬するものである。所有權の移轉が行はるゝ際は其の土地に隣接する土地所有者立會ひの下に實測を行ふ。(糸繩を使用す)尙典の形式で賣買される事實が多いのであるがこの場合は別に土地の實測は行はれぬ模様である。取引終了後購入者は仲人、保證人及び賣却人を招いて酒食を饗應し其の勞を謝するを普通とする。

最近行はれた土地賣買の例は調査番號第六號の張國賢に於て興味ある實例を示して居る。

民國十九年當部落に住居して居つた梁全なる者生活に窮して土地を賣り排はんとしたが買手なく、村民の斡旋にて張國賢が買取ることゝなつたが、未だ全部を買取る資力はなく先づ現銀百圓を支出し不足の分は土地の交換をすることゝなつた。而して之が實行に當つて互ひに土地を賣渡す形式を採り、張國賢は交換すべき土地に銀百圓を添へてこの取引を了した。次に之が契約書全文の寫しを記して參考に供せん。

中華民國十九年十二月初十日

中 人 于 景 泉
代 字 張 俊 功
梁

張國柱

外十名

署名	署名
署判	署判
立	立

本屯に於ては耕作に畜力を利用すること極めて尠なく全屯を通じての役畜の種類頭數は次の如く甚だ貧弱な状態である。

牛 騾 驢

雄 三 一 七

雌 四 二 九

(內) 三 七
(磨)

計 七 二 六

（備考）本屯にては仔畜は概ね賣却するを以て目下仔畜を數へ得ず。

役畜は以上の如く甚だ少數であり、之が購入も最近行はれたるものなく、價格の如きも明確ならずと雖も當部落に於ては繁殖せられたる仔畜は概ね賣却するを以て其價格より類推評價せしめたるに次の如き結果を得たり。

成畜の部	雄	四〇圓	雌	二〇圓	購入する場合は多く隣村劉家溝屯の牧場に至る。縣城の家畜市にてなすことと少し。
牛(滿三年以上)	六〇〃	三〇〃	二〇〃	二〇〃	
騾()	雄	四〇圓	雌	二〇圓	
驢()	雄	六〇〃	雌	三〇〃	
驢(滿三年以上)	雄	三〇〃	雌	二〇〃	
仔畜の部	雄	三〇〃	雌	二〇〃	

牛 (三年未滿)	二〇圓	一四・五〇圓
馬 (〃)	四〇〃	二〇・〇〇〃
驢 (二年未滿)	二〇〃	一〇・〇〇〃

(三) 農具

農家に取り土地に次いで重要なるは耕作に要する諸農具である。農業に於ける二大資本は土地及農具であり、家畜の如きは農家の地位を決定する要素たり得るが前二者に比すれば其重要性は劣らざるを得ない。

次に大小農具の種類及び價格を表示し、農業生産に於ける資本構成の一斑を窺はん。

大
農
具

種別	價格	購入地
一、犁	一丈 一元	自家製造
二、鋤	頭 八角—元	城內積慶恒
三、鎬	頭 八角—元	城內積慶恒 尙春(使山東來之工人製者多)
四、打場石頭轆子	一元—二元 (依石質而異)	奶子溝之製作者
五、簸箕	大 五角 小 三角	山嘴子劉、于、馬三農家作製
六、簸籬	大 一元五角 小 一元	同上
七、扇車	材料 一〇〇元 工賃 一〇元	自家製作

種別	價格	購入地
八、牛馬槽	石一尺 一元	廣山溝之製作者
九、碾子	一五元	廣山溝之製作者
一〇、磨	六元	橫杖子(由山東買即四〇元)
一一、鋤刀	三元	城內之鐵匠舖乃或由山東來工人
一二、斗	一斗 一元五角 半斗 一元	城內雜貨舖
一三、秤(小)	五角	行商或在城內之擺攤
一四、鐵齒耙子	五角	父祖傳來
一五、囤子	不明	凌源城內

購入方法は四・八・九を除く外は全部現金にて購入、四、八及び九の場合は委託製作にして、代金は依頼せる際半金を渡すものと作製運搬して來た際残額を支拂ふものとあり。

小農具 次に掲ぐる小農具價格は選擇六戸に於ける平均推定價格である。

種別	價格	種別	價格
鐵銑	〇・八〇元	篩子	〇・三三元
		菜刀	〇・三〇元